

信用取引規定

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>(信用取引口座開設の申込み)</p> <p>第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④信用取引制度、当社の信用取引ルール、信用取引のリスク等を理解し、本規定の他、当社が別途定める「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」、「<u>自動振替規定</u>」等及び「<u>PTS 信用取引に係る合意書</u>」の内容を承諾していること。</p> <p>⑤～⑨ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(信用取引口座開設の申込み)</p> <p>第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。</p> <p>①～③ (記載省略)</p> <p>④信用取引制度、当社の信用取引ルール、信用取引のリスク等を理解し、本規定の他、当社が別途定める「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」および「<u>自動振替規定</u>」等の内容を承諾していること。</p> <p>⑤～⑨ (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p>
<p>(対象銘柄)</p> <p>第4条 お客様が信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、<u>金融商品取引所又はPTS 運営業者等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</u>、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。</p>	<p>(対象銘柄)</p> <p>第4条 お客様が信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、<u>金融商品取引所等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</u>、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。</p>
<p>(申込事項等の変更)</p> <p>第17条 申込書の記載事項等に変更があったとき又はお客様が<u>適格機関投資家に該当することとなったときは</u>、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。</p>	<p>(申込事項等の変更)</p> <p>第17条 申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。</p>
<p>(信用取引利用の禁止・解約)</p> <p>第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「<u>法人口座取扱規定</u>」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」若しくは「<u>PTS 信用取引に係る合意書</u>」の規定に違反し</p>	<p>(信用取引利用の禁止・解約)</p> <p>第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「<u>法人口座取扱規定</u>」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「<u>若しくは</u>「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」の規定に違反した場合その他やむを得ない事</p>

新	旧
<p>た場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p> <p>2 (記載省略)</p>
<p>(国内非居住者となる場合の取扱い)</p> <p><u>第19条</u> お客様が出国し国内非居住者となる場合は、当社の任意でお客様の計算により建玉をすべて決済します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(規定の変更)</p> <p><u>第20条</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(規定の変更)</p> <p><u>第19条</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときは、<u>改正されることがあります。</u></p> <p><u>2 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。ただし、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。</u></p> <p><u>3 前項の通知又は掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本規定の改正にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本規定の改正にご同意頂けない場合は、当社はお客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。</u></p>
<p>(預り金及び有価証券の自動振替)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p>	<p>(預り金及び有価証券の自動振替)</p> <p><u>第20条</u> (記載省略)</p>
(2020年1月)	(2019年7月)

以上